（参考）令和８年熊本地震による被害を踏まえた煙突に関する調査

○国土交通省から関係省庁を通じて、倒壊した煙突と同様の煙突を有する事業所等に対して煙突の損傷・劣化状況等に関する調査を実施。
➡倒壊した煙突と同様の煙突が全国に、444本あることを確認。

■調査対象

・倒壊した煙突と同様の
高さ60m超の鉄筋コンクリート造の煙突

■調査内容

（１）煙突の概要（所有者、所在地、高さ、築造年月）
（２）損傷等の状況（損傷状況、劣化状況、補強状況）

■調査期間

・８／18～９／７

※調査の結果、煙突を有することが明らかとなった業種に対し、9/28～10/15にかけて追加確認を実施。

■対象となる事業

・廃棄物処理、製鉄、製紙、化学、セメント製造、電気、ガラス製造、製油、非鉄金属製錬、食品、医薬品等、下水道、製塩、その他

■調査結果

（単位：本）

築造年月※1	総数	損傷･劣化状況※2					補強状況※3	
		あり			なし	事業者において点検実施に向けて調整中※4	あり	なし
			対策予定あり	対策予定なし				
～S56.5.31	250	136	97	39	109	5	166	84
S56.6.1～H19.6.19	148	39	20	19	106	3	16	132
H19.6.20～	46	5	3	2	41	0	1	45
総数	444 (100%)	180 (40.5%)	120 (27.0%)	60 (13.5%)	256 (57.7%)	8 (1.8%)	183 (41.2%)	261 (58.8%)

※１．改正建築基準法施行令（平成19年６月20日施行）により煙突に係る技術的基準が見直され現行基準（地震により建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握したうえで構造耐力上安全であることを確かめること）となることから、同日前後で集計を実施
　また、昭和56年建設省告示1104号（昭和56年６月１日施行）により構造計算の具体の方法（煙突の各部分の高さに応じ、地震力による曲げモーメント及びせん断力に対して構造耐力上安全であることを確かめること）を規定したことから、同日前後で集計を実施
※２．報告のあった主な損傷状況：ひび割れ、コンクリート表面剥離、鉄筋の露出 等
　報告のあった主な劣化事象：腐食、コンクリートの中性化、鉄筋の発錆 等
※３．所有者の判断において過去に実施したと報告のあった主な補強方法：炭素繊維シート巻付、モルタル・コーキング等の充填 等
※４．点検事業者の手配に時間を要する、点検のために煙突の稼働停止が必要となるなどの理由により、事業者において点検実施に向けた調整を行っているもの